

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 健康経営の実践・強化に取り組み、お取引先様への健康経営に係るノウハウの提供等を行い共存共栄を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、型管理の適正化に取組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請は行わないよう十分に配慮します。

③手形などの支払条件

下請代金を手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とします。また、下請代金は可能な限り現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることの無いよう十分配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼす下請事業者への影響に配慮し、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう努めます。 災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 法令順守、労働安全、人権尊重（含む紛争鉱物対応）、環境保全、社会との共生、適時・適切な情報開示などに配慮したCSR調達を推進します。
- 環境に配慮した活動を行うお取引先様から、環境負荷がより少ない物品を調達するように努めます。
- 購買取引において、関連法規を遵守します。 また、購買取引を通じて知り得たお取引先様の機密は保持に努めます。

2024年3月15日

コーケン工業株式会社

代表取締役社長 大石 剛